

# 「第三次産業における安全推進者ガイドライン」が示されました

正式名称：労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン（H26.3.28 策定）

第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）で労働災害が多発しています。

そのため、厚生労働大臣の定めた「第12次労働災害防止計画」ではこれらの業種を最重点業種に指定し、各労働基準監督署で労働災害防止の指導を強化しています。

こうした中、厚生労働省ではガイドラインを策定し、**従業員10人以上の事業場では、法令で選任義務のない第三次産業（注）でも、事業者は、安全の担当者（安全推進者）を配置して、安全に関する職務を行わせることが求められるようになりました。**各事業場で、「安全推進者」を配置し、職場環境の改善や安全意識の啓発などの職務を行わせるようにしましょう。

（注）ガイドラインで安全推進者の選任が求められる「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」とは・・・

施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業、清掃業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	その他の業種	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

## ガイドラインのポイント

### 1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用するもの。

### 2 安全推進者の要件

職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止など、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者など）

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタント、安全管理士または安全管理者の資格を有する者）

### 3 安全推進者の配置

原則として、事業場（店舗、施設など）ごとに1名以上配置すること。

講習日程は  
滋賀労働局HPから（※）

### 4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

### 5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、次の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

#### ① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

（例）職場の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消など職場内の危険個所の改善、刃物や台車などの道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など）

#### ② 労働者の安全意識の啓発や安全教育に関すること

（例）朝礼などの場を活用した労働災害防止に関する意義の周知・啓発、荷物の運搬作業などでの安全な作業手順についての教育・研修の実施など）

#### ③ 関係行政機関に対する安全に関する各種報告、届出など等に関すること

（例）労働災害を発生させた場合の労働者死傷病報告の作成や労働基準監督署長への提出など